

## 建設事業等に伴う届出について

生活環境課

東御市内で建設事業等（開発事業、特定事業、特定作業等）を行う場合は、市へ届出が必要となる場合がございます。

以下の事業は届出が必要となる主な事業ですので、事業を実施される場合は、市生活環境課までご連絡ください。

なお、詳しくは別紙『東御市環境をよくする条例（抜粋）』または市ホームページにてご確認ください。

【市ホームページ】

<https://www.city.tomi.nagano.jp/category/2511/146336.html>

【届出が必要となる主な事業】

区分	種類及び規模
宅地造成事業	分譲及び貸付けを目的とした宅地造成。ただし、個人が建設する営利目的ではない住宅の造成を除く。
商工業用地造成事業	商工業施設の建設を目的とした造成。ただし、千曲川以北上信越自動車道以南の範囲にあっては、面積 500 平方メートル以上のもの
保健休養地開発事業	上信越自動車道以北における、別荘（生活の本拠とする専用住宅は除く。）、宿泊施設、学校又は会社等の施設及びこれらに類する施設の建設及び造成
さく井事業	揚水を目的としたさく孔で深さ 15 メートル以上のもの
土石採取事業	土石の採取を目的とした掘削及び移動。ただし、千曲川以北上信越自動車道以南の範囲にあっては、面積が 1,000 平方メートル以上又は容積が 5,000 立方メートル以上のもの
塔建設事業	鉄塔、電柱その他これらに類する構造物の建設で地上高 15 メートル以上のもの
屋外広告物設置事業	屋外広告物の設置で、表示面積の合計が 15 平方メートルを超えるもの。ただし、長野県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の禁止地域及び許可地域を除く。
再生可能エネルギー電気事業	太陽光発電等で、出力 10kW 以上のもの。ただし、一般住宅（店舗との併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。）の屋根及びその敷地内に設置するものを除く。

◆お問い合わせ先 東御市役所 生活環境課 環境対策係

TEL : 0268-64-5896 FAX : 0268-63-6908

# 別紙

## ○東御市環境をよくする条例 《抜 粋》

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 125 号

改正 平成 18 年 6 月 26 日条例第 34 号

平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力のもとに、自然環境及び生活環境をよくするため必要な事項を定め、もって住みよい郷土の実現を期することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 人間や生物を取り巻き、その生存や行動などに密接な関連をもつ自然界の状況（自然資源（山岳、溪谷、河川、森林等をいう。）の景観並びに地下水及び湧水を含む。）をいう。
- (2) 生活環境 人間の日々の生活に大きく関わっている環境（風俗、人の生活に密接な関係のある財産を含む。）をいう。
- (3) 環境保全 市民が健康で快適な生活を営むことができるよう自然環境及び生活環境を保全し、又は保護することをいう。
- (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者（滞在者若しくは旅行者又は市内を通過する者を含む。）、市内において事業活動に従事する者及び土地、建物その他の権利を所有し、管理し、又は使用する者をいう。
- (5) 特定事業者 特定事業を行う者又は開発事業を行う者をいう。
- (6) 特定事業 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の原因となるおそれのある事業で、規則で定めるものをいう。
- (7) 風俗営業等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及びこれらの営業に伴う屋外広告物又は宣伝行為をいう。
- (8) 開発事業 保健休養地開発事業、さく井事業、宅地造成事業等の自然環境及び生活環境を破壊するおそれのある事業で、規則で定めるものをいう。
- (9) 特定作業 建設等の作業に伴って著しい騒音を発生する作業で、規則で定めるものをいう。
- (10) 汚水等 事業活動その他人の活動に伴って生ずる汚水、廃液、ばい煙、粉

じん、騒音、振動及び悪臭をいう。

- (11) ばい煙 燃料その他のものの燃焼に伴い発生するばいじん、硫黄酸化物その他の人の健康又は自然環境及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で、規則で定めるものをいう。
- (12) 公共用水域 河川、池沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- (13) 規制基準 特定事業を行うことによって発生し、若しくは排出される汚水等の濃度、量及び大きさの許容限度又は管理方法若しくは制限する区域をいう。
- (14) 開発基準 開発事業を行う者が、その事業を行うときに遵守すべき最少限度の基準をいう。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する環境保全及び善良の風俗の保持に関する施策に協力しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動をするに当たって環境保全及び善良の風俗の保持のため適切な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、市が行う環境保全に関する施策に積極的に協力するとともに、環境保全に自ら努めなければならない。

## 第2節 特定事業に関する規制

(特定事業の届出)

第9条 特定事業を行おうとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び規模
- (4) 汚水等の状態及びその処理方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(経過措置)

第10条 一の事業が特定事業になった際、現に特定事業を行っている者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該特定事業となった日から60日以内に前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第 11 条 第 9 条の規定による届出をした者は、その届出を受理された日から 60 日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手してはならない。ただし、市長が期間の短縮を認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の期間内にその届出による事業が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、期限を定めて当該事業に係る計画の変更、制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第 14 条 第 9 条の規定による届出をした者は、特定事業に係る工事を完了したときは、当該工事の完了後 7 日以内に規則の定めるところにより市長に届出をし、当該工事の完了の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の確認の際、第 9 条又は第 12 条の規定による届出の内容と相違するものがあつた場合は、届出のとおり実施するよう命ずることができる。

(改善勧告)

第 15 条 市長は、特定事業を行っている者が規制基準に適合しない汚水等を排出し、又は排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定事業に係る施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理方法の改善を勧告することができる。

(改善命令)

第 16 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定事業を行っているときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告の内容に従うべきことを命ずることができる。

(事故時の措置)

第 18 条 特定事業者は、生産設備、汚水等の処理施設等に故障、破損その他の事故が発生し環境汚染のおそれが生じたときは、直ちに、それに対する応急の措置をとるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

#### 第 4 節 開発事業に関する規制

##### (開発事業の届出)

第 27 条 開発事業を行おうとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び規模
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(実施の制限)

第 29 条 第 27 条の規定による届出をした者は、その届出を受理された日から 60 日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手してはならない。ただし、市長が期間の短縮を認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の期間内にその届出による事業が開発基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、期限を定めて当該事業に係る計画の変更、制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(完了届及び確認)

第 30 条 第 27 条の規定による届出をした者は、開発事業に係る工事を完了したときは、当該工事の完了後 7 日以内に規則で定めるところにより市長に届出をし、当該工事の完了の確認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の確認の際、第 27 条又は第 28 条の規定による届出の内容と相違するものがあつた場合は、届出のとおり実施するよう命ずることができる。

(改善勧告)

第 31 条 市長は、開発事業を行っている者が開発基準に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれがあるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置又は改善を勧告することができる。

(停止命令等)

第 32 条 市長は、開発事業を行っている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その事業の停止若しくは改善又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第 27 条及び第 28 条の規定に違反したもの
- (2) 前条の規定による勧告に従わないもの

(措置の届出)

第 33 条 第 29 条第 2 項、第 31 条又は前条の規定により勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく改善等の措置を完了したときは、当該措置の完了後 7 日以内に規則の定めるところにより市長に届出をし、その確認を受けなければならない。

(1) 開発事業の計画から完了までの流れ

